

令和4年3月10日 美郷町農業委員会会議録

令和4年3月10日午後2時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	13番	木村とも子
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
6番	佐々木定廣	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	鈴木敏夫
8番	細井千代文	17番	高橋正尚
9番	井関一良		

本会委員出席者 17名

2. 欠席委員は次のとおり

欠席者 なし

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第 10 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
- 第 6 議案第 11 号 農業経営を開始したと認められる旨の証明願いについて
- 第 7 議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定による意見について

会長 高橋 正尚 午後 3 時 13 分本委員会の閉会を告げた。

令和4年3月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年3月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時
4. 閉 会 午後3時13分
5. 議事録署名委員 8番 細井千代文
9番 井関一良

- 議 長 それでは、ただ今から令和4年第3回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、8番、細井委員、9番、井関委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第7号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第7号、申請番号12番から17番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号12番、千畑地区の田2筆、1,593㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を手放したく、受人は当該地に隣接した宅地に引っ越しして、当該地を耕作するため売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円です。
申請番号13番、六郷地区の田2筆、1,061㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は渡人から離れた農地であるため、受人が耕作するため売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円です。
続きまして賃貸借権です。
申請番号14番、千畑地区の田4筆、20,932㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者はこれまで基盤強化法で賃貸借契約しておりましたが、今回は農地法第3条での契約を希望しております。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号15番、仙南地区の田2筆、13,668㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地はこれまでも賃貸借契約しておりましたが、

受人を変更するためのものです。10aあたり〇〇〇円で期間は5年間で
す。

申請番号16番、六郷地区の田6筆、13, 155㎡、渡人は公益社団法人
秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。2月総会において公社特例事業で
〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売買った案件です。受人は10年分割で地
代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。

申請番号17番、六郷地区の田12筆、畑1筆、計11, 678㎡、渡人は
公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。理由については申請
番号16番と同じです。

申請番号12番から17番までの申請内容につきましては、農地法第3条第
2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考
えられます。以上です。

●議 長 議案第7号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号12番から17番までについ
て質疑を行います。質疑ございませんか。

2番委員 申請番号12番と13番について2件ご説明願います。

始めに申請番号12番です。当該地は今回受ける〇〇〇さんから大分離れて
おり、先ほどの説明では隣接しているところに引っ越ししてという話でした
が、もともと経営面積が19, 255㎡あり、そちらに引っ越すと現在耕作
しているところから離れるのではないかと思います。

次に申請番号13番です。12月に5反歩要件という絡みがなくなったた
め、農地を所有することができるようになり、耕作放棄地にならないように
家庭菜園とするということですが、その場所がどのような状態になっている
のかも分かりませんし、〇〇〇さんが購入した後に、周りの方々が耕作不便
にならないかという心配もありますので、そのあたりを説明願います。

●議 長 それでは、調査をされた5番委員、説明願います。

5番委員 申請番号12番ですけれども、3月6日11時頃に〇〇〇さん、また3月7
日8時30分頃に、〇〇〇さんは〇〇〇の方ですので電話確認いたしました。
〇〇〇さんには直接会って確認をしたところです。ご存じの方もおると
思いますが、〇〇〇さんは〇〇〇でございます。家は〇〇〇の方でございま
すけれども、宅地があって周りが本申請にあがってきた田んぼでございま
す。ここは空き家だったそうですけれども、〇〇〇さんが借受けして、その
後所有するということです。〇〇〇さんはこの先こちらに戻ってこないとい
うことで、この機会に整理するため、宅地に隣接している〇〇〇さんが受け
ることになったということです。今までは、〇〇〇の人が借受け管理して
おりましたが、これからは自分で管理して荒らさないように、草刈り等管理
はしっかりするというところでございました。以上報告いたします。

●議 長 よろしいですか。

2番委員 わかりました。

●議 長 続いて、申請番号13番について、11番委員、説明願います。

11番委員 当案件は、平成30年に〇〇〇の〇〇〇さんという方が処分したいというこ

とで、その時に買いたいという人が今の〇〇〇さんでした。耕作面積の関係で買えないということで、誰も引き受け手がなく、〇〇〇さんが買うことになりました。農地として使うということで、管理は良くなされておりましたけれども、耕地的な利用はできていなかったと私は思っております。

当案件は、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積10aと定めた効果による申請と思っております。付帯要件について、基本要件に農地の全てを効率的に利用して耕作を行うこと、また、農地の権利者は農地を農地として適正に、かつ効率的に利用されなくてはなりません。今回、受人は、取得した農地の一部で家庭菜園をやりたいということです。本業の理容室を営みながら家庭菜園を楽しみたいという思いです。農地法で人間のささやかな楽しみを奪うようなことがあってはならないと思います。

そこで、法律との整合性について、事務局の見解をお伺いします。

●庶務班長 農地法第3条第2項を見ますと、要件として、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数、先ほどの面積要件、農作業に常時従事することなどがありますが、窓口には代理の方がお見えになり、ここをきちんと耕作するというを確認しております。

●議 長 11番委員、よろしいですか。

11番委員 この件に関しては、調査員として確認したところ、全部はやれないということでした。でも、荒らさないようにはしたいということでした。基本要件からすれば、効率的に利用できないということにもなると思います。これは5反歩要件を解除したことによることではないかと思えます。すべてとは言いませんが無理なこともあるのではないのでしょうか。その点について皆さんと協議したいと思えますがいかかでしょうか。

●議 長 暫時休憩します。 午後2時13分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時31分

●議 長 農業委員会としては、本人がやる気があって、荒れないように管理していくのであれば、誓約書なりを提出してもらうということによろしいでしょうか。

11番委員 〇〇〇さんも周辺に迷惑をかけないということでありました。

●議 長 ほかに質疑ありませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号12番から17番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号12番から17番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第7号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第8号について事務局よ

り説明願います。

●庶務班長 【 議案第8号、申請番号23番から32番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号23番、六郷地区の田1筆、1,862㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢で後継者もないことから、農地を手放したく、これまで耕作していた受人が購入するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。申請番号24番、六郷地区の畑1筆、1,180㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は耕作が難しく、手放したいことから、受人が購入することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号25番、六郷地区の田1筆、511㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地はこれまでも賃貸借契約しておりましたが、隣地を耕作している受人が耕作しやすくするため購入するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、申請番号24番と同じです。

申請番号26番、仙南地区の田2筆、3,996㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。公社特例事業で渡人から農業公社を経由して売買するものです。渡人が離農するため、購入予定者は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は5月16日を予定しております。

申請番号27番、仙南地区の田6筆、畑1筆、計22,821㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。渡人は申請番号26番の渡人の息子さんです。売買理由は申請番号26番と同じです。

続きまして貸借権設定です。

申請番号28番、仙南地区の田4筆、20,387㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は夫から農地を相続しましたが、耕作できないため、受人が耕作するものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号29番、六郷地区の田2筆、3,678㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまでも両方で賃貸借契約しておりましたが、再度契約するものです。昨年6月で一度契約切れとなっていることから、今回新規扱いとしております。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号30番、仙南地区の田4筆、8,201㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年

間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号31番、千畑地区の田3筆、8, 592㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。田植機は共同、その他の農機具は所有しております。

申請番号32番、千畑地区の田9筆、8, 334㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、申請番号31番と同じです。

申請番号23番から32番までの10件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第8号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それではこれより審議を行います。申請番号23番は家族案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時38分

- 議 長 それでは、申請番号23番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号23番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号23番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時39分

- 議 長 それでは、申請番号24番から32番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号24番から32番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号24番から32番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第8号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第4、議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第9号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第9号、申請番号65番から74番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権設定です。期間については、申請番号71番と72番は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、それ以外につきましては令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

申請番号65番、六郷地区の田1筆、4,040㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号66番、六郷地区の田10筆、畑2筆、計8,067㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

申請番号67番、六郷地区の田11筆、10,024㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

申請番号68番、六郷地区の田4筆、10,384㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号69番、千畑地区の田3筆、六郷地区の田7筆、畑1筆、計22,785㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号70番、仙南地区の田6筆、9,545㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号71番、仙南地区の田3筆、4,324㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号72番、仙南地区の田1筆、1,024㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号73番、千畑地区の田7筆、9,739㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号74番、仙南地区の田2筆、9,653㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号65番から74番までの10件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第9号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。それでは、申請番号65番から74番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

4番委員 いつも聞くことですが、申請番号67番の10aあたり〇〇〇円という額は、最近にしては高い設定金額だと思いますので、何か理由があればお教え願います。

●庶務班長 以前、秋田おばこ農協との円滑化事業により契約しておりましたが、それを継承した金額となっているようです。

4番委員 最近の平均価格が出ていますので、それを提示することはできないのでしょうか。この価格では受ける方が大変かと思います。

●庶務班長 金額については、なかなか難しいです。

- 議 長 暫時休憩します。 午後2時45分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時47分

- 議 長 ほかに質疑ありませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号65番から74番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号65番から74番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第9号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 暫時休憩します。 午後2時48分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時55分

- 議 長 次に日程第5、議案第10号引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてを上程し議題とします。議案第10号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第10号について、議案書をもとに朗読、説明 】
贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている方は、3年ごとに農業経営を行っている旨の証明を、それぞれ大曲税務署、秋田総合県税事務所に提出することになっております。
贈与税の納税猶予の適用を受ける者は、18ページの〇名、不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける者は、19ページのとおり〇名から証明願の申し出がありました。
この中で備考にあります「特定貸付け」については、平成28年の税制改正に伴い、農地中間管理事業に基づく貸付けの場合は、農業経営は廃止していないものとして、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の適用が引き続き認められることから、申出者として含めております。それぞれ確定申告書の写しを添付していただき、農業を継続していることを確認しております。以上です。
- 議 長 議案第10号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。議案第10号について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは議案第10号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第10号については原案のとおり引き続き

農業経営を行っているものと認めます。

●議 長 次に日程第6、議案第11号農業経営を開始したと認められる旨の証明願いについてを上程し議題とします。議案第11号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第11号について、議案書をもとに朗読、説明 】
21ページの申し出者一覧の〇名につきましては、令和3年中に農法第3条で父親から農地の贈与を受けており、今回、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため、証明願いを提出された方々です。
贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に携わっており、また認定農業者であることを確認しております。その他不動産取得税の徴収猶予に該当するための贈与者、受贈者の各要件は満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第11号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。議案第11号について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは議案第11号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号については原案のとおり決しました。よって、日程第6、議案第11号については原案のとおり農業経営を開始したものと認めます。

●議 長 暫時休憩します。 午後3時1分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時2分

●議 長 次に日程第7、議案第12号農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見についてを上程し議題とします。議案第12号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第12号について、議案書をもとに朗読 】

●農政課職員 まずは配布させていただいている資料の確認ですが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてと記載されているもの、基本的な構想（案）、新旧対照表の3種類となります。

それでは、資料の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてをご覧ください。

この度の変更の主な理由ですが、農業経営基盤強化促進法に基づく秋田県の基本方針の見直しに伴いまして、町の基本方針を変更するものでございます。なお、県の基本方針は5年毎に見直しされることになっております。

また、町の基本構想の変更にあたっては、同法第6条第3項により県の基本方針に則したものにすることになっております。

それでは、変更の概要でございますけれども、一つ目の新たに農業経営を営

もうとする青年等の確保に関する目標について、青年等の人数を年6人から15人に、法人設立数を5年間で10法人から5法人に変更しております。こちらは、第3次美郷町総合計画に沿った変更となっております。

二つ目の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標について、個別経営体20営農類型、組織経営体6営農類型を、それぞれ25営農類型、5営農類型に変更しております。こちらは県の基本方針の営農類型の見直しによる変更となっております。

三つ目の効率的かつ安定的な農業経営が、地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標について、こちら80%を90%に変更しております。こちら県の基本方針の目標の見直しによる変更となっております。

四つ目の農地利用集積円滑化事業に関する事項の削除について、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に一本化されたことに伴いまして、関係事項を削除しております。

最後に五つ目の推進作物の変更及び圃場整備地区の追加・削除について、推進作物の名称を美郷ブランドから美郷推進作物と美郷ブランド作物に変更しております。また、圃場整備地区の箇所を本堂城回地区、畑屋中央地区、金沢地区から金沢地区、畑屋中央地区、鑓田南谷地地区、明田地野際地区、太田南部地区に変更しております。こちらは現状に合わせた修正になっております。

これまで説明した変更の概要を反映させたものが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）となっております。また、具体的な変更箇所については、新旧対照表のとおりとなっておりますので、ご確認願いたいと思います。説明は以上です。

- 議 長 議案第12号について、説明が終わりました。

- 議 長 暫時休憩します。 午後3時6分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時12分

- 議 長 それでは、これより審議を行います。議案第12号について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは議案第12号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号については原案のとおり決しました。よって、日程第7、議案第12号については異議のないものとして答申いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和4年第3回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後3時13分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年3月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 細 井 千代文

議事録署名委員 井 関 一 良